

## 学校法人寄附行為変更認証書

学校法人 コングレガシオン・ド・ノートルダム

令和 8 年 2 月 9 日付けで申請のあった寄附行為の変更を、私立学校法第 108 条第 3 項の規定によって認可します。

令和 8 年 5 月 19 日

文部科学大臣 松本 洋平

この謄本は、原本と相違ないことを認証します。

令和 8 年 5 月 19 日

文 部 科 学 省

( 公 印 省 略 )

(様式第 1-2)

学校法人コングレガシオン・ド・ノートルダム

## 寄附行為変更認可申請書

令和 8 年 2 月 9 日

文 部 科 学 大 臣 殿

福島県福島市花園町 3 番 6 号

学校法人コングレガシオン・ド・ノートルダム  
理 事 長 西 内 み な み

このたび学校法人コングレガシオン・ド・ノートルダムの寄附行為を別紙のように変更したいので、私立学校法第 108 条第 3 項の規定によって認可されるよう、同法施行規則第 44 条の関係書類を添えて申請します。

## 寄附行為変更の条項及び事由

この法人は、従来、短期大学、高等学校、中学校、小学校及び幼稚園を経営してきたが、桜の聖母学院幼稚園を廃止し、幼保連携型認定こども園である桜の聖母学院認定こども園を設置することになったので、これに伴い寄附行為を次のとおり変更する。

1. 現行の寄附行為第3条中、この法人は、教育基本法及び学校教育法並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に従うよう変更する。  
(事由)幼保連携型認定こども園の設置に伴い、必要な関係法律に従い、教育及び保育を行うことを明記するため。
2. 現行の寄附行為第4条第5号に桜の聖母学院認定こども園を加える。  
(事由)幼保連携型認定こども園である桜の聖母学院認定こども園を設置するため。
3. 現行の寄附行為第7条第1号に定める学校長等理事の選任候補者に、こども園園長を加える。  
(事由)本法人が運営するすべての学校種の学長、校長及び園長を候補者とするため。
4. 附則として、次の附則を加える。

### 附 則

令和 年 月 日 文部科学大臣認可のこの寄附行為は、認可の日から施行する。

(事由) 施行日を明確にするため。

以上

# 桜の聖母学院認定こども園設置に係る

## 寄附行為変更認可申請書の新旧対照表

新	旧
<p style="text-align: center;">(途中省略)</p> <p>(目的)</p> <p>第3条 この法人は、教育基本法及び学校教育法<u>並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律</u>に従い、カトリックの精神に基き、この法人の母体たるコングレガシオン・ド・ノートルダム修道会の教育理念に従って、イエス・キリストの価値観をもって生きる人を育成することを目的とする。</p> <p>(設置する学校)</p> <p>第4条 この法人は、前条に規定する目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。</p> <p>(1) 桜の聖母短期大学 生活科学科、キャリア教養学科</p> <p>(2) 桜の聖母学院高等学校 全日制課程 普通科</p> <p>(3) 桜の聖母学院中学校</p> <p>(4) 桜の聖母学院小学校</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p><u>(5) 桜の聖母学院認定こども園</u></p> <p>(6) マルガリタ幼稚園</p> <p style="text-align: center;">(途中省略)</p> <p>(理事の選任)</p> <p>第7条 理事は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>(1) この法人の設置する短期大学、高等学校、中学校、小学校、<u>こども園及び幼稚園</u>の学院長、学長、校長及び園長のうちから理事会において選任した者 2～3名</p> <p>(2) 宗教法人カトリック・コングレガシオン・ド・ノートルダム修道会員のうちから評議員会において選任した者 1名</p> <p>(3) この法人に功労のあった者又は学識経験者のうちから評議員会において選任された者 2～3名</p> <p>2 前項第1号に定める理事は、その職を退</p>	<p style="text-align: center;">(途中省略)</p> <p>(目的)</p> <p>第3条 この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、カトリックの精神に基き、この法人の母体たるコングレガシオン・ド・ノートルダム修道会の教育理念に従って、イエス・キリストの価値観をもって生きる人を育成することを目的とする。</p> <p>(設置する学校)</p> <p>第4条 この法人は、前条に規定する目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。</p> <p>(1) 桜の聖母短期大学 生活科学科、キャリア教養学科</p> <p>(2) 桜の聖母学院高等学校 全日制課程 普通科</p> <p>(3) 桜の聖母学院中学校</p> <p>(4) 桜の聖母学院小学校</p> <p><u>(5) 桜の聖母学院幼稚園</u> (新設)</p> <p>(6) マルガリタ幼稚園</p> <p style="text-align: center;">(途中省略)</p> <p>(理事の選任)</p> <p>第7条 理事は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>(1) この法人の設置する短期大学、高等学校、中学校、小学校<u>及び幼稚園</u>の学院長、学長、校長及び園長のうちから理事会において選任した者 2～3名</p> <p>(2) 宗教法人カトリック・コングレガシオン・ド・ノートルダム修道会員のうちから評議員会において選任した者 1名</p> <p>(3) この法人に功労のあった者又は学識経験者のうちから評議員会において選任された者 2～3名</p> <p>2 前項第1号に定める理事は、その職を退</p>

いたときは、理事の職を失うものとする。

(途中省略)

附 則

- 1 令和7年3月13日文科科学大臣認可のこの寄附行為は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この寄附行為の施行の際現に在任する役員及び評議員の定数、資格及び構成については、令和7年度の定時評議員会の終結の時までは、なお従前の例による。この場合において、この寄附行為の定めるところにより、評議員のうちから選任された理事及び理事のうちから選任された評議員については、当該終結の時に、この法人と協議の上、理事又は評議員のいずれかを辞任しなければならない。
- 3 この寄附行為の施行の際現に在任する役員又は評議員であって、令和7年度の定時評議員会の日よりも前に任期が満了するものの任期については、その終期を令和7年度の定時評議員会の終結の時まで伸長する。
- 4 この寄附行為の施行の際現に在任する役員又は評議員であって、私立学校法第31条、第46条及び第62条の資格及び構成を満たすものの任期は、残任期間と同一の期間とする。ただし、当該期間の満了の時が令和9年度の定時評議員会の終結の時以後である場合は、当該終結の時までとする。
- 5 前項の理事又は評議員の解任は、なお従前の例による。

附 則

令和 年 月 日文科科学大臣認可のこの寄附行為は、認可の日から施行する。

いたときは、理事の職を失うものとする。

(途中省略)

附 則

- 1 令和7年3月13日文科科学大臣認可のこの寄附行為は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この寄附行為の施行の際現に在任する役員及び評議員の定数、資格及び構成については、令和7年度の定時評議員会の終結の時までは、なお従前の例による。この場合において、この寄附行為の定めるところにより、評議員のうちから選任された理事及び理事のうちから選任された評議員については、当該終結の時に、この法人と協議の上、理事又は評議員のいずれかを辞任しなければならない。
- 3 この寄附行為の施行の際現に在任する役員又は評議員であって、令和7年度の定時評議員会の日よりも前に任期が満了するものの任期については、その終期を令和7年度の定時評議員会の終結の時まで伸長する。
- 4 この寄附行為の施行の際現に在任する役員又は評議員であって、私立学校法第31条、第46条及び第62条の資格及び構成を満たすものの任期は、残任期間と同一の期間とする。ただし、当該期間の満了の時が令和9年度の定時評議員会の終結の時以後である場合は、当該終結の時までとする。
- 5 前項の理事又は評議員の解任は、なお従前の例による。

(新 設)

※本新旧対照表は、桜の聖母学院認定こども園設置に係る寄附行為変更認可申請書に添付する。